

(別表1)
仁田住宅団地分譲地

(平成30年5月30日現在)

分譲 番号	所在地	敷地面積		分譲価格 ①×② (円)	単 価	
		① m ²	坪		② m ² 単価 (円)	坪単価(円)
1	仁田町 乙1845-14	407.93	123.39	4,102,959	10,058	33,249
2	仁田町 乙1845-19	337.06	101.96	3,447,112	10,227	33,808
3	仁田町 乙1845-18	336.25	101.71	3,318,451	9,869	32,624
4	仁田町 乙1845-23	333.91	101.00	3,750,811	11,233	37,133
5	仁田町 乙1845-24	338.41	102.39	3,801,021	11,232	37,130
6	仁田町 乙1845-11	400.99	121.29	3,927,697	9,795	32,380
7	仁田町 乙1845-12	396.51	119.94	4,201,419	10,596	35,028
8	仁田町 乙1845-9	439.48	132.94	4,583,776	10,430	34,479
9	仁田町 乙1845-8	410.67	124.22	4,442,217	10,817	35,758
10	仁田町 乙1845-7	342.80	103.69	3,329,959	9,714	32,112
11	仁田町 乙1845-5	340.86	103.11	3,386,444	9,935	32,842
12	仁田町 乙1845-4	328.80	99.46	3,171,604	9,646	31,887
13	仁田町 乙1845-3	263.81	79.80	2,901,382	10,998	36,357
14	仁田町 乙1845-25	346.96	104.95	3,427,270	9,878	32,654
15	仁田町 乙1845-29	330.58	100.00	3,204,311	9,693	32,042
16	仁田町 乙1845-28	348.69	105.47	3,261,994	9,355	30,925
17	仁田町 乙1845-36	322.25	97.48	3,256,658	10,106	33,408
18	仁田町 乙1845-33	329.74	99.74	2,981,179	9,041	29,887
19	仁田町 乙1845-37	342.06	103.47	3,196,550	9,345	30,892
20	仁田町 乙1845-42	273.51	82.73	3,216,477	11,760	38,876
21	仁田町 乙1845-41	272.99	82.57	3,144,844	11,520	38,082
22	仁田町 乙1845-58	320.42	96.92	3,367,934	10,511	34,747
23	仁田町 乙1845-54	376.12	113.77	4,230,597	11,248	37,183
24	仁田町 乙1845-52	314.49	95.13	3,024,764	9,618	31,795
25	仁田町 乙1845-51	373.64	113.02	3,367,990	9,014	29,798
26	仁田町 乙1845-46	398.66	120.59	3,686,807	9,248	30,571
27	仁田町 乙1845-65	271.56	82.14	3,107,189	11,442	37,824
28	仁田町 乙1845-88	287.69	87.02	3,293,762	11,449	37,847
29	仁田町 乙1845-86 仁田町 乙1845-87	641.50	194.05	6,121,834	9,543	31,547
合 計		10,228.34	3,093.95	104,255,012		

※敷地面積は、地籍調査による実測面積。

「島原市市有地分譲地売却促進・定住促進事業」による奨励金を交付します。

【事業概要】

①市有地分譲地売却促進奨励金

市有地売却代の10%（千円未満切捨）が上限です。（法人でも対象です。）

②定住促進(新築)奨励金

ご本人またはご親族が購入された対象地の売買契約日から、3年以内に住居を建築して住民登録をされた方に、次のうち一番低い額を上限とします。

- ・ご本人が負担された住居建築契約額の10%（千円未満切捨）
- ・50万円（市内事業者施工の場合）又は30万円（市外事業者施工の場合）

③定住促進(若年世帯移住)奨励金

①の奨励金対象となった方が、②の奨励金の条件を満たし、県外から市内に初めて住民登録をされる40歳以下の方で、配偶者及び小学生以下の同居家族がいる方に、ご本人が負担された市有地売却代（1万円未満切捨）を上限として、①の奨励金と同額を、定住の翌年度から最長9年間補助します。

（仁田住宅団地1区画、安中地区1区画。該当者が複数の場合は抽選）

☆①の奨励金と合わせて、土地購入代相当になります。

奨励金の
イメージ



① 土地代



① ③

ただし、各奨励金は税の申告が必要です。